

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年10月4日

【発行者の名称】 ルーマニア  
(Romania)

【代表者の役職氏名】 マルチェル - イオアン・ボロシュ  
(Marcel - Ioan Bolo<sup>02</sup>)  
財務相  
(Minister of Finance)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 吉井 一浩

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 上石 涼太  
同 岡 勇輝

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年9月18日付で提出した有価証券届出書（2024年9月30日付および2024年10月3日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、「第一部 証券情報」に記載した、利率および発行価額の総額を始めとする発行条件等ならびにその他の未定事項が決定しましたので、本訂正届出書により関連する事項を訂正するとともに、その添付書類として元引受契約証書（1件）および財務および発行・支払代理契約証書（3件）を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

- 第1 募集債券に関する基本事項
- 2 募集要項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集債券に関する基本事項】

## 2 募集要項

&lt; 訂正前 &gt;

&lt; 第1回円貨債券 &gt;

債券の名称	第1回ルーマニア円貨債券（2024）（グリーンボンド）		
記名・無記名の別	該当なし(注1)	券面総額	50億円（予定）(注2)
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円
発行価額の総額	50億円（予定）(注2)	利率	年（未定）% （年1.50%～2.50%を 仮条件とする。）(注3)
償還期限	2027年10月8日(注4)	申込期間	2024年10月4日(注5)
申込証拠金	なし	払込期日	2024年10月11日(注6)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

&lt; 第2回円貨債券 &gt;

債券の名称	第2回ルーマニア円貨債券（2024）（グリーンボンド）		
記名・無記名の別	該当なし(注1)	券面総額	50億円（予定）(注2)
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円
発行価額の総額	50億円（予定）(注2)	利率	年（未定）% （年2.00%～3.00%を 仮条件とする。）(注3)
償還期限	2029年10月11日(注4)	申込期間	2024年10月4日(注5)
申込証拠金	なし	払込期日	2024年10月11日(注6)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

&lt; 第3回円貨債券 &gt;

債券の名称	第3回ルーマニア円貨債券（2024）（グリーンボンド）		
記名・無記名の別	該当なし(注1)	券面総額	50億円（予定）(注2)
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円
発行価額の総額	50億円（予定）(注2)	利率	年（未定）% （年2.50%～3.50%を 仮条件とする。）(注3)
償還期限	2031年10月10日(注4)	申込期間	2024年10月4日(注5)
申込証拠金	なし	払込期日	2024年10月11日(注6)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

&lt; 共通事項 &gt;

(注1) 本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用される振替債として、無券面の形態で発行され、振替機関（振替法に定義される。）として行為する株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）により、振替法に基づく社債等の振替に関する業務に関

連する業務規程、その施行規則および業務処理要領等(かかる業務規程、施行規則および業務処理要領等を以下「**機構の業務規程**」と総称する。)に従って取扱われる。

(注2) 上記の券面総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される券面総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2024年10月上旬頃に決定される予定である。

(注4) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。償還期限が変更された場合、下記「3 利息支払の方法」に定める利払期日も変更される可能性がある。

(注5) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間程度の範囲内で繰り下げられる可能性がある。

(注6) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

## 引受けの契約の内容

本債券の発行および募集に関する元引受契約を締結する金融商品取引業者(以下「**共同主幹事会社**」と総称する。)は、以下のとおりである。

### < 第1回円貨債券 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)
会社名	住所	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
合計		5,000 (予定)

### < 第2回円貨債券 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)
会社名	住所	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
合計		5,000 (予定)

### < 第3回円貨債券 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)
会社名	住所	

大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
合計		5,000（予定）

## &lt; 共通事項 &gt;

## 元引受けの条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で本債券の条件決定日に調印される予定の元引受契約証書（以下「元引受契約」という。）に従い共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。上記以外の元引受けの条件は未定であるが、本債券の条件決定日に、発行条件とともに決定される予定である。

## 債券の管理会社

(中 略)

発行者は、本債券に関する一定の管理業務を日本における本債券の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「**財務代理人**」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）に委託する。財務代理人の義務および職務は、本債券の要項（以下「**債券の要項**」という。）、発行者と財務代理人との間で本債券の条件決定日に調印される予定の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに機構の業務規程に規定される。かかる職務の一部は、下記「7 債券の管理会社の職務」に記載されている。

(中 略)

## その他

## (a) 信用格付業者による信用格付

本債券について、発行者は、格付の付与を、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「**信用格付業者**」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「**JCR**」という。）に依頼しており、本債券の条件決定日に決定される発行価額の総額および利率等の本債券の発行条件決定後、JCRからかかる格付を取得できる予定である。

本書の日付現在、発行者は、JCRからBBBの外貨建長期発行体格付を付与されている。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

(後 略)

## &lt; 訂正後 &gt;

## &lt; 第1回円貨債券 &gt;

債券の名称	第1回ルーマニア円貨債券（2024）（グリーンボンド）		
記名・無記名の別	該当なし(注)	券面総額	220億円

各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円
発行価額の総額	220億円	利率	年2.10%
償還期限	2027年10月8日	申込期間	2024年10月4日
申込証拠金	なし	払込期日	2024年10月11日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

## &lt; 第2回円貨債券 &gt;

債券の名称	第2回ルーマニア円貨債券（2024）（グリーンボンド）		
記名・無記名の別	該当なし(注)	券面総額	36億円
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円
発行価額の総額	36億円	利率	年2.63%
償還期限	2029年10月11日	申込期間	2024年10月4日
申込証拠金	なし	払込期日	2024年10月11日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

## &lt; 第3回円貨債券 &gt;

債券の名称	第3回ルーマニア円貨債券（2024）（グリーンボンド）		
記名・無記名の別	該当なし(注)	券面総額	74億円
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円
発行価額の総額	74億円	利率	年3.14%
償還期限	2031年10月10日	申込期間	2024年10月4日
申込証拠金	なし	払込期日	2024年10月11日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

## &lt; 共通事項 &gt;

(注) 本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「**振替法**」という。）が適用される振替債として、無券面の形態で発行され、振替機関（振替法に定義される。）として行為する株式会社証券保管振替機構（以下「**機構**」という。）により、振替法に基づく社債等の振替に関する業務に関連する業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、施行規則および業務処理要領等を以下「**機構の業務規程**」と総称する。）に従って取扱われる。

## 引受けの契約の内容

本債券の発行および募集に関する元引受契約を締結した金融商品取引業者（以下「**共同主幹事会社**」）と総称する。）は、以下のとおりである。

## &lt; 第1回円貨債券 &gt;

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)
会社名	住所	

大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
合計		22,000

## &lt; 第2回円貨債券 &gt;

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)
会社名	住所	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
合計		3,600

## &lt; 第3回円貨債券 &gt;

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)
会社名	住所	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
合計		7,400

## &lt; 共通事項 &gt;

## 元引受けの条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で2024年10月4日に調印された元引受契約証書（以下「元引受契約」という。）に従い共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本債券の各回号の関連する総額の0.20%（第1回円貨債券の場合）、0.23%（第2回円貨債券の場合）および0.26%（第3回円貨債券の場合）に相当する各金額である。

## 債券の管理会社

（中 略）

発行者は、本債券に関する一定の管理業務を日本における本債券の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「**財務代理人**」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）に委託する。財務代理人の義務および職務は、本債券の要項（以下「**債券の要項**」という。）、発行者と財務代理人との間で2024年10月4日に調印された財務および発行・支払代理契約証書（以下「**財務代理契約**」という。）ならびに機構の業務規程に規定される。かかる職務の一部は、下記「7 債券の管理会社の職務」に記載されている。

（中 略）

## その他

### (a) 信用格付業者による信用格付

本債券について、発行者は、2024年10月4日付で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「**信用格付業者**」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「**JCR**」という。）からBBBの格付を取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

（後 略）